関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
6	施設型給付費等に係る処遇改善等加算 II の研修受講要件 等の見直し	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	1
7	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	厚生労働省	21
1	病児保育事業における職員配置要件の緩和	厚生労働省	23
2	保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直し	厚生労働省	31
36	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	経済産業省	33
35	高等学校等就学支援金の支給に関する事務におけるマイナ ンバー制度による情報連携の対象情報の拡大	文部科学省	42

技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの仕組み

副主任保育士・専門リーダー(月額4万円の処遇改善)・職務分野別リーダー・若手リーダー(月額5千円の処遇改 善)等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、 キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設する。

2 要

- 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う(処遇改善等加算Ⅰと同様)。
- 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- 副主任保育士等の職位の発令・職務命令経験年数が概ね7年以上
- 4分野以上の研修を修了していること

|<月額5千円の処遇改善の対象者>

- 職務分野別リーダー等の発令・職務命令
- 経験年数が概ね3年以上
- 担当分野の研修を修了していること
- 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能
- ※ 研修に関する要件については、受講状況等を踏まえ、2022年度を目途に研修受講の必須化を目指す。
- 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分(園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5)を支給。
- 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を**加算対象人数の1/2**(端数切り捨て)以 上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分(月額5千円~4万円未満)。
- 職務分野別リーダー等への配分は、**加算対象人数以上確保**する(月**額5千円~副主任保育士等の最低額**)。
- 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可(2022年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内。)。

研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ



<u>(注1)</u>

○<u>既存の研修をキャリアアップの</u> ために受講

【算入可能な研修について】

以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等を 踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の 向上を目的とした研修

- 〇都道府県:市町村
- ○大学等(大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習·免許法認 定講習開設者)
- ○幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が 適当と認める者

(申請のための統一様式あり)

- ○その他加算認定自治体が適当と認める者 (園内研修など、申請のための統一様式あり)
- ※加算認定自治体による、個別の研修の各コマの 内容の確認は不要

<標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数>

※公定価格上の職員数

園長1人、副園長·教頭1人、主幹教諭1人、

幼稚園教諭7人、事務職員2人

合計12人

園長 <平均勤続年数27年>

副園長·教頭<平均勤続年数24年>

主幹教諭<平均勤続年数19年>

(新)中核リーダー

新専門リーダー (注2、3)

月額4万円の処遇改善※標準規模の園で3人

要件】(園長·副園長·教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

ア 経験年数概ね7年以上

イ 若手リーダーを経験

ウ マネジメント+研修の修了(60h)

エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

ア 経験年数概ね7年以上

イ 若手リーダーを経験

ウ 研修の修了(60h)

エ 専門リーダーとしての発令

(新)若手リーダー

月額5千円の処遇改善※標準規模の園で2人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)(注4)

【要件】

ア 経験年数概ね3年以上

イ 研修の修了(15h)

ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等〈平均勤続年数7年〉

- (注1) 研修に係る加算要件については、2021年度までは研修の受講要件を課さない
 - 研修の受講を促進して、2022年度を目途に研修受講の必須化を目指しつつ、必須化開始については、研修の受講状況等を踏まえて判断
- (注2) 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可 研修の受講を促進して、2022年度を目途に研修受講の必須化を目指しつつ、必須化開始については、研修の受講状況等を踏まえて判断
- (注3) 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
- (注4) 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの

N

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、 キャリアアップができる仕組み を構築



<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>

※公定価格上の職員数

園長1人、主任保育士1人、保育士12人、

調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

園長

〈平均勤続年数24年〉

主任保育士

〈平均勤続年数21年〉

キャリアアップ研修の創設(H29)

→以下の分野別に研修を体系化

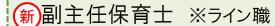
【専門研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛牛·安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】

【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体: 都道府県等
- 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職 する場合:以前の研修修了の 効力は引き続き有効



新専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善

※標準規模の園で5人

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野 の専門研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

(新)職務分野別リーダー

【要件】

月額5千円の処遇改善

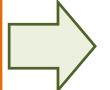
※標準規模の園で3人

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育十等 〈平均勤続年数8年〉

- ※1. 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。
- ※2.「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したものである。
- ※3. 研修に係る加算要件については、2021年度までは研修の受講要件を課さない 研修の受講を促進して、2022年度を目途に研修受講の必須化を目指しつつ、必須化開始については、研修の受講状況等を踏まえて判断



〇「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇 用均等・児童家庭局保育課長通知) 抜粋

5 研修修了の情報管理

(4)研修修了者の情報管理

研修を実施した後、研修修了者に関する情報を記録し、管理する仕組みとすることにより、身に付けた知識及び技能を客観的に評価できるようにすることが重要であるため、都道府県及び研修実施機関は、次のとおり、研修修 了者の情報管理を行うものとする。

ア 研修修了者名簿の作成

<u>都道府県及び研修実施機関は、</u>受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号(受講希望者が保育士の場合に限る。)、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名(現に保育所等に勤務している者に限る。)を把握することとし、<u>研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成する。</u>なお、都道府県は、研修実施機関が実施した研修の修了者の情報については、研修実施機関に対して、事業実績報告として、研修修了者名簿の提出を求めるとともに、当該名簿に研修実施機関の名称・所在地・連絡先を記載するものとする。

イ情報の取扱い

研修を実施する上で、知り得た個人情報の取扱いについては、十分に留意しなければならない。<u>研修修了者が受</u>講した研修が実施された会場の所在する都道府県以外の都道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有することにより、当該情報の確認が円滑となることから、都道府県及び研修実施機関は、他の都道府県及び市町村にアで定める①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得るものとする。

参考資料 1

府子本第 197 号元 初 幼 教 第 8 号子保発 0624 第 1 号令和元年 6 月 24 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

(公印省略)

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)

(公印省略)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局保育課長

(公印省略)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号)のVI2(2)エ(ア)・(イ)における処遇改善等加算II(以下「加算」という。)に係る「別に定める研修」について、下記のとおり定めたので、十分御了知の上、関係団体等の活用も含め研修の積極的な実施をお願いする。

また、各都道府県においては、貴管内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、加算における研修に係る要件については、2022 年度を目途に当該要件の必須 化を目指すこととし、2021 年度までの間は当該要件は課さないこと。2022 年度から の必須化については、2022 年度開始までに、職員の研修の受講状況等を踏まえ判断す ることとなっている。

記

- I. 各施設類型における研修受講要件について
- 1 保育所及び地域型保育事業所
- (1) 実施主体

実施主体は以下の者とする。

- ① 都道府県
- ② 「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付雇児保発0401第1号)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の6による指定を受けた機関(市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。)

(2) 研修内容

ア 専門分野別研修

①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援の6分野とし、それぞれの研修内容については、ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において、対応する分野毎に定める「ねらい」及び「内容」を満たすものとする。

また、研修時間は各分野15時間以上とする。

イ マネジメント研修

ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において定めるマネジメント分野の「ねらい」及び「内容」を満たすものとし、研修時間は15時間以上とする。

- (3) 対象者及び修了すべき研修分野
 - ア 副主任保育士

専門分野別研修のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修

- イ 専門リーダー
 - 専門分野別研修のうちの4以上の研修分野
- ウ 職務分野別リーダー

専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する研修分野

※ 幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習のうち、都道府県が専門分野 別研修の各研修分野として適当と認める研修を修了し、それらを複数組み合 わせて1つの分野の修了時間が計15時間以上に達した場合には、当該研修分 野に係る専門分野別研修を修了したとみなすことができる。

(4) 保育所等における園内研修の取扱いについて

保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という)が企画・実施する園内における研修(以下「保育所等における園内研修」という。)については、保育所等における園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県が、その内容及び研修時間について、以下の要件を満たしていることを確認した場合には、当該保育所等における園内研修の修了者について、対応する研修分野の研修に関して1分野最大4時間の研修時間が短縮されるものとする。

- ・ 研修の講師が、(5) に定める研修の講師であること。
- ・ 研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、(2) に定める研修分野が設定されているとともにその内容が(2) に沿ったものとなっていること。
- ・ 研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所等におい て研修修了の証明が可能であること。

(5) 実施方法等

研修の実施に当たっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。なお、e ラーニングで実施する場合は、保育士等キャリアアップ研修を e ラーニングで実施する方法等に関する調査研究(平成30年度厚生労働省委託事業)を参考にすること。

さらに、研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者とする。

(6) その他

ア (1)から(5)に定めるほか、研修の実施に当たって必要な事項は、ガイドラインに定めるとおりとする。

イ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、認定を行う都道府 県、指定都市又は中核市(以下「加算認定自治体」という。)において、加算の 申請を行う施設・事業所からガイドラインの5(1)に定める修了証の写しを 提出させること等により、加算の対象職員が研修を修了していることを適切に 確認することを想定している。

2 幼稚園

(1) 実施主体

実施主体は以下の者とする。

- ① 都道府県又は市町村(教育委員会を含む。)
- ② 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者
- ③ 大学等(大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者)
- ④ その他加算認定自治体が適当と認める者

なお、②に基づき、加算に係る研修の実施者として適切な幼稚園関係団体と 認めるに当たっては、加算認定自治体は、幼稚園関係団体の申請に基づき、以 下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・ これまで幼稚園教諭に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- ・ 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び 内容が明確となっていること。
- ・ 研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

また、④に基づき、各幼稚園が企画・実施する園内における研修(以下「幼稚園における園内研修」という。)を加算に係る研修と認めるに当たっては、幼稚園からの加算の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①・②が認める者又は③ に所属する者を講師として行うものであること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能 であること。

(2) 研修内容

(1)に定める実施主体が実施する研修であって、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとする。なお、加算認定自治体が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことは不要である。

また、中核リーダーについては、(3) に定める時間数のマネジメント分野に係る研修(カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう)を受講すること。

(3) 対象者及び修了すべき研修時間

ア 中核リーダー及び専門リーダー

合計60時間以上(ただし、中核リーダーについては、15時間以上のマネジメント分野の研修を含む。また、幼稚園における園内研修については、15時間以内の範囲で含めることができる。)

イ 若手リーダー

合計15時間以上(担当する職務分野に対応する研修を含む。幼稚園における園内研修については、4時間以内の範囲で含めることができる。)

(4) その他

ア 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。

イ 加算の申請を行う施設においては、研修に係る要件の必須化後を見据えつ

つ、幼児教育センター、教育委員会等が行う経験年数や園内の役割に着目した研修やテーマ別の研修、加算認定自治体が認めた関係団体が行う研修、免許状更新講習、免許法認定講習、都道府県等が行う保育士向けの研修など、各対象者が受講した多様な研修の修了状況を把握し、対象者の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を行うこと。

ウ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、加算認定自治体に おいて、加算の申請を行う施設から各職員の研修受講歴の一覧を提出させるこ と等により、加算対象職員が本通知に定める研修を受講していることを適切に 確認することを想定している。

3 認定こども園

(1) 実施主体

実施主体は以下の者とする。

- ① 都道府県又は市町村(教育委員会を含む。)
- ② 認定こども園関係団体・幼稚園関係団体・保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者
- ③ 大学等(大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、指定保育士養成施設、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者)
- ④ その他加算認定自治体が適当と認める者

なお、②に基づき、加算に係る研修の実施者として適切な認定こども園関係 団体・幼稚園関係団体・保育関係団体と認めるに当たっては、加算認定自治体 は、認定こども園関係団体・幼稚園関係団体・保育関係団体の申請に基づき、 以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・これまで保育教諭・幼稚園教諭・保育士に対し研修を実施してきた実績を 有すること。
- ・実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び 内容が明確となっていること。
- ・研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

また、④に基づき、各認定こども園が企画・実施する園内研修(以下「認定 こども園における園内研修」という。)を加算に係る研修と認めるに当たって は、認定こども園からの加算の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確 認を行うこと。

- ・研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①・②が認める者又は③ に属する者を講師として行うものであること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能 であること。

(2) 研修内容

(1) に定める実施主体が実施する研修であって、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとする。なお、加算認定自治体が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことは不要である。

また、副主幹保育教諭については、(3)に定める時間数のマネジメント分野に係る研修(カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。)を受講すること。

(3) 対象者及び修了すべき研修時間

ア 副主幹保育教諭及び専門リーダー

合計60時間以上(ただし、副主幹保育教諭については、15時間以上のマネジメント分野の研修を含む。また、認定こども園における園内研修については、15時間以内の範囲で含めることができる。)

イ 若手リーダー

合計15時間以上(認定こども園における園内研修については、4時間以内の 範囲で含めることができる。)

(4) その他

- ア 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。
- イ 加算の申請を行う施設においては、研修に係る要件の必須化後を見据えつ つ、幼児教育センター、教育委員会等が行う経験年数や園内の役割に着目し た研修やテーマ別の研修、加算認定自治体が認めた関係団体が行う研修、免 許状更新講習、免許法認定講習、都道府県等が行う保育士向けの研修など、 各対象者が受講した多様な研修の修了状況を把握し、対象者の発令の種類に 応じた研修受講歴の一覧化を行うこと。
- ウ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、加算認定自治体 において、加算の申請を行う施設から各職員の研修受講歴の一覧を提出させ る等により、加算対象職員が研修を受講していることを適切に確認すること を想定していること。
- エ 保育士等キャリアアップ研修については、本項に定める研修に含まれるものであり、本項の研修要件を満たすものとして取り扱うこと。

Ⅱ. 平成30年度以前に受講した研修の取扱いについて

平成30年度以前に受講した研修については、加算認定自治体において、Iに定める研修と内容が同等であると認められ、研修の受講が適切に確認できる場合に限り、要件を満たすものとして差し支えない。

- Ⅲ. 幼稚園又は認定こども園に勤務していた者が、保育所又は地域型保育事業所に 勤務することになり、Iに定める研修を受講していない場合の取扱いについて
 - (1) 加算認定自治体が、 $I_2(2)$ 又は $I_3(2)$ に定める研修を、それぞれ $I_2(3)$ ア又は $I_3(3)$ アに定める時間以上受講していることを確認できる場合、 $I_1(3)$ ア及びイに定める研修に係る要件を満たすものとする。

ただし、加算認定自治体において、当該者の研修受講計画を確認するなど、できるだけ速やかに I 1 (3) ア及びイに定める研修を受講することを促すこと。

(2) 加算認定自治体が、 $I_2(2)$ 又は $I_3(2)$ に定める研修を、それぞれ $I_2(3)$ イ又は $I_3(3)$ イに定める時間以上受講していることを確認できる場合、 $I_1(3)$ ウに定める研修に係る要件を満たすものとする。

ただし、加算認定自治体において、当該者の研修受講計画を確認するなど、 できるだけ速やかに I 1 (3) ウに定める研修を受講することを促すこと。

IV その他

加算認定自治体は、本通知に定めた研修要件も踏まえ、関係団体の行う研修は もとより、幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習や免許法認定講習の制度にも 御理解の上、これらを加算における研修の実施主体、研修内容等として適切に取 り扱い、幼稚園教諭、保育教諭等の負担軽減への配慮を促進されたい。

参考資料 2

事 務 連 令和元年 11 月 11 日

各都道府県・指定都市・中核市 子ども子育て支援新制度担当部局 各都道府県 公立·私立幼稚園所管部局

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修(幼稚園・認定こども園) の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(以下「加算Ⅱ」という。)に係る研修要件については、 令和元年6月24日付通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」 により内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名にて通知したところです。同通知においては、幼稚 園・認定こども園については、同加算の認定を行う都道府県・指定都市・中核市(以下「加算認定自 治体」という。)において適当と認める幼稚園・認定こども園関係団体等が実施主体となる研修や、 園内研修のうち一定の要件を満たすものとして加算認定自治体が認める研修等について、研修に係 る要件の必須化後における加算Ⅱに係る研修として認める旨お知らせしているところです。

各加算認定自治体における事務負担の軽減と、幼稚園・認定こども園関係団体等における円滑な 研修実施団体としての申請を可能とする観点から、各種申請書類等の統一様式を下記に示しますの で、御活用下さいますよう御願いいたします。

記

- 1.幼稚園・認定こども園関係団体等の認定に係る申請様式について(別紙様式1)
 - (1) 各研修受講者が、受講する研修が、研修に係る要件の必須化後に加算Ⅱに係る研修として認 められるものか予見できることは重要であることから、各加算認定自治体においては、統一様 式を用いてあらかじめ幼稚園・認定こども園関係団体等からの申請を受け付け、認定を行って いただきたいこと
 - (2)特段の事情がある場合に、各加算認定自治体において統一様式を修正・変更して用いること は問題ないが、その場合でも、申請様式は、統一様式をベースに、可能な限り簡素なものとな るよう検討いただきたいこと
 - (3)例えば、全国的に研修を実施している団体等が全ての加算認定自治体に対して同時に研修実 施主体としての申請を行うことも考えられ、その際に提出が必要となる様式を全て入手・記入 することは実態的に困難であると考えられる。そのため、全国的に研修を実施している団体か ら求めがあった場合は、内閣府・文部科学省から各加算認定自治体の担当窓口の部局名・住所

の情報を提供するとともに、本事務連絡に添付した様式をそのまま活用して申請可能である旨 周知する予定であるため、仮に各加算認定自治体において統一様式を修正・変更して用いてい る場合であっても、統一様式による申請があった場合には、一度受理していただいた上で当該 団体に対し追加的に必要な情報を求めるといった御対応をいただきたいこと

2. 園内研修に係る認定の申請様式について(別紙様式2)

- (1) 加算認定自治体における加算の認定にあたっては、加算の申請を行う施設から各職員の研修 受講歴の一覧を提出させること等により、加算対象職員が本通知に定める研修を受講している事 を確認することとなるが、当該一覧に園内研修が含まれる場合には、加算の申請書類に本様式を 添付させることにより、当該園内研修が加算Ⅱに係る研修として適切かどうか判断いただきたい こと
- (2)特段の事情がある場合に、各加算認定自治体において統一様式を修正・変更して用いることは問題ないが、その場合でも、申請様式は、統一様式をベースに、可能な限り簡素なものとなるよう検討いただきたいこと

【添付資料】

- ・処遇改善加算Ⅱに係る研修の実施主体認定申請書(幼稚園・認定こども園)(統一様式)
- ・園内研修の実施に係る申請添付様式(統一様式)

【担 当】

内閣府子ども子育て本部 参事官付

給付担当

TEL 03-5253-2111 (内線) 38351

直 通 03-6257-3096

FAX 03-3581-2521

E-mail kodomo-kyufu@cao.go.jp

認定こども園担当

TEL 03-5253-2111 (内線) 38446

直 通 03-6257-3095

FAX 03-3581-2521

E-mail kodomokosodate1kai@cao.go.jp

文部科学省初等中等教育局 幼児教育課

TEL 03-5253-4111 (内線) 2374

直 通 03-6734-2374

FAX 03-6734-3736

E-mail youji-jinzai@mext.go.jp

年 月 日

(加算認定自治体) 殿

申請団体の名称	
事務所所在地 _	
代表者氏名	

処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体認定申請書 (幼稚園・認定こども園)

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算IIに係る研修受講要件について」(令和元年6月24日内閣府・文部科学省・厚生労働省担当課長連名通知)に基づく研修の実施主体としての認定を受けたいので、関係書類を添えて下記の通り申請します。

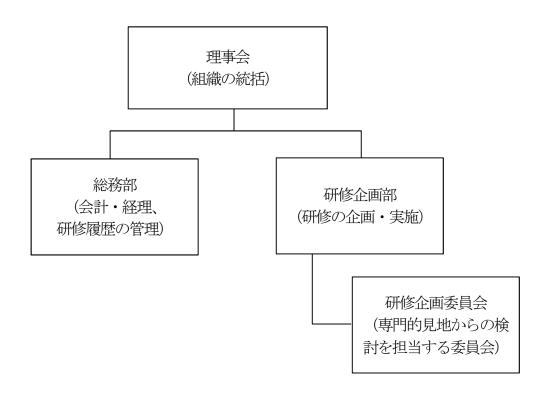
(添付書類)

- 1. 研修組織・実績
- 2. 研修体系・研修の主な内容
- 3. 研修修了の証明方法・研修受講歴の情報管理の方法

(注)

- 1 「研修組織・実績」は、研修を実施するための組織体制図を添付するともに、これまでの研修実施実績について簡潔に記載すること。
- 2 「研修体系・研修の主な内容」は、1年間に開催する標準的な研修の項目と主な内容を体系的に整理して記載すること。
- 3 「研修修了の証明方法・研修受講歴の情報管理の方法」は、研修を修了した際に研修の受講者に対して 発行する研修修了の証明方法と具体的なサンプルを示すとともに、団体内において研修の受講歴がどの ように管理されているか簡潔に記載すること。

1. 研修組織



2. 研修実績

○○○○に所属する幼稚園教諭等を対象とした研修を平成○○年から実施しており、年間約○件の研修を開講するとともに、年間延べ約○人程度が受講している。

(研修実績一覧)

研修名	日時・場所	研修の内容	主な講師	参加者数
				(実績)

3. 研修体系・研修の主な内容

/\ m= -	\sim
乙入田弘 1	/ \/ \
777 141	(/(/

77-7 2 00		
研修名	主な研修目的・内容	

分野2 ○○○

研修名	主な研修目的・内容	

分野3 ○○○

研修名	主な研修目的・内容	

分野4 ○○○

研修名	主な研修目的・内容	

分野5 ○○○

研修名	主な研修目的・内容	

4. 研修修了の証明方法

当団体では、研修修了者に対して以下のような証明書を交付している。

○○研修修了証
受講者氏名: 生年月日 :
あなたは、当団体主催の下記研修を受講し、修了したことを証明する。
研修実施日 : ○年○月○日○時~○時 研修名 : ○○○○○研修 研修の目的・内容: ワークショップ形式の研修により、○○について、近年の知見を踏まえた専門性を身 につけさせる。
〇年〇月〇日 団体名
代表者氏名

5. 研修受講歴の情報管理の方法

当団体では、研修会の参加者名簿を作成し、事務所内に保管するとともに、Excel ファイルにて同様の内容を保存し、随時参照できるようにしている。

園内研修実施状況

	1 25 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	八多大旭八亿		
			園の名称:	
			園の所在地: 園長の氏名:	印
当園において、	以下の概要の通り処遇改善等	幹加算Ⅱに係る研修を実	実施しました。	
		記		
研修実施日	: ○○○○研修 : ○年○月○日 : ○時~○時(休憩等を除	余く実研修時間:○時間	引)	
研修の目的・内	容:			
	研修に使用したテキスト・レ 肩書 : 〇〇 〇〇氏 (〇 と 選定理 由:			
	を講師が大学等に所属する者 図められる理由を具体的に記		に関して十分な知識	及び経験を
ナボルタルケーマーゼ、 既と				
研修修了者一覧 受講者氏名	:	受講者氏名	役職	
00 00	主幹教諭	00 00	教諭	

以上

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を 定めるガイドラインを策定。
- (「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)(令和元年6月24日付一部改正))

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
- ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
- ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子ど もに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野 · 対象者

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育·アレルギー対応、 ⑤保健衛生·安全対策、⑥保護者支援·子育て支援
- <対象者>
- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な 役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【マネジメント研修】

<対象者>

・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うこと が見込まれる者を含む。)

【保育実践研修】

<対象者>

・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験 合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない 者(潜在保育士等)

指定手続き

- · 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を 行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出 書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

- 1分野15時間以上とする。
 - ※園内研修を受講する場合は、1分野最大4時間の研修時間短縮

講師

・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識 及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認 するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に 関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の 認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳 未満児向けの保育 内容)	・ 乳児保育に関する理解を深め、 適切な環境を構成し、個々の子ども の発達の状態に応じた保育を行う力 を養い、他の保育士等に乳児保育に 関する適切な助言及び指導ができる よう、実践的な能力を身に付ける。	 ・乳児保育の意義 ・乳児保育の環境 ・乳児への適切な関わり ・乳児の発達に応じた保育内容 ・乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 (主に3歳以上児 向けの保育内容)	・ 幼児教育に関する理解を深め、 適切な環境を構成し、個々の子ども の発達の状態に応じた幼児教育を 行う力を養い、他の保育士等に幼児 教育に関する適切な助言及び指導 ができるよう、実践的な能力を身に 付ける。	・幼児教育の意義・幼児教育の環境・幼児の発達に応じた保育内容・幼児教育の指導計画、記録及び評価・小学校との接続
③障害児保育	・ 障害児保育に関する理解を深め、 適切な障害児保育を計画し、個々の 子どもの発達の状態に応じた障害児 保育を行う力を養い、他の保育士等 に障害児保育に関する適切な助言 及び指導ができるよう、実践的な能力 を身に付ける。	 ・障害の理解 ・障害児保育の環境 ・障害児の発達の援助 ・家庭及び関係機関との連携 ・障害児保育の指導計画、記録及び評価

少障音允休 月	に障害児保育に関する適切な助言 及び指導ができるよう、実践的な能力 を身に付ける。	・家庭及び関係機関との連携 ・障害児保育の指導計画、記録及び評価	
研修分野	ねらい	内容	
マネジメント	・ 主任保育士の下でミドルリーダー の役割を担う立場に求められる役割 と知識を理解し、自園の円滑な運営 と保育の質を高めるために必要な マネジメント・リーダーシップの能力を 身に付ける。	・マネジメントの理解・リーダーシップ・組織目標の設定・人材育成・働きやすい環境づくり	

研修分野 ねらい		内容		
④食育・アレルギー対応	 食育に関する理解を深め、適切に 食育計画の作成と活用ができる力を 養う。 アレルギー対応に関する理解を 深め、適切にアレルギー対応を行う ことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー 対応に関する適切な助言及び指導 ができるよう、実践的な能力を身に付 ける。 	・栄養に関する基礎知識 ・食育計画の作成と活用 ・アレルギー疾患の理解 ・保育所における食事の提供が作ライン ・保育所におけるアレルギー対応が作ライン ・保健計画の作成と活用 ・事故防止及び健康安全管理 ・保育所における感染症対策が作ライン ・保育の場こおいて血液を介して感染する病気を防止するためのが不ライン ・教育・保育施設等における事故防止及び 事故発生時の対応のためのが不ライン		
⑤保健衛生· 安全対策	・保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。			
⑥保護者支援・ 子育て支援	・ 保護者支援・子育て支援に関する 理解を深め、適切な支援を行うこと ができる力を養い、他の保育士等に 保護者支援・子育て支援に関する 適切な助言及び指導ができるよう、 実践的な能力を身に付ける。	・保護者支援・子育て支援の意義 ・保護者に対する相談援助 ・地域における子育て支援 ・虐待予防 ・関係機関との連携・地域資源の活用		

研修分野	ねらい	内容		
保育実践	・ 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を 通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。	・保育における環境構成 ・子どもとの関わり方 ・身体を使った遊び ・言葉・音楽を使った遊び ・物を使った遊び		

保育士・保育所支援センター設置運営事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算:394億円の内数 → 令和2年度予算:394億円の内数)

【主な事業内容】

- ○潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- ○人材バンク機能等の活用
 - ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援(求人情報の提供や研修情報の提供)を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や 就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額】

保育士・保育所支援センター運営費:4,300千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費:4,000千円

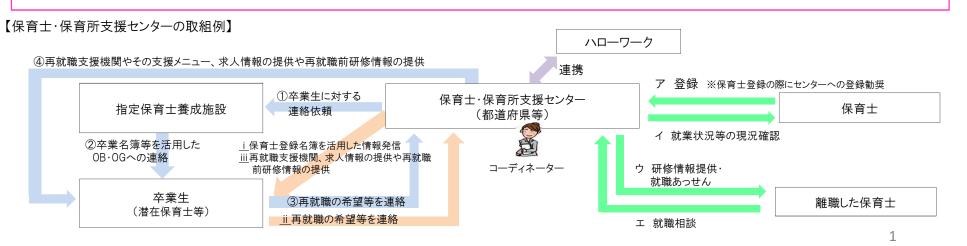
※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円(1名分)を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費:465千円

離職した保育士等に対する再就職支援:4,030千円 保育士登録簿を活用した就職促進:3,517千円 マッチングシステム導入費:7,000千円

【補助割合】 国:1/2 都道府県・指定都市・中核市:1/2



全国の保育士・保育所支援センター等(平成31年4月現在)

		<u> </u>	<u> </u>	3/2		イン (十ルの1十十万岁11.	/
NO	都道府県名	実施	5団体	NO 都道府県名		実施団体	
1	北海道	北海道	保健福祉部福祉局地域福祉課	33	堺市	堺市	子育て支援部幼保運営課
2	札幌市	一般社団法人 札幌市私立保育園連盟	札幌市保育士・保育所支援センター	34	高槻市	高槻市	子ども未来部保育幼稚園総務課
3	青森県	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	青森県保育士・保育所支援センター	35	豊中市	豊中市	こども未来部こども事業課
4	岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	福祉人材研修部	36	枚方市	枚方市	子ども青少年部 子育て事業課
5	宮城県	一般社団法人 宮城県保育協議会	宮城県保育士・保育所支援センター	37	兵庫県	公益社団法人 兵庫県保育協会	兵庫県保育士・保育所支援センター
6	秋田市	秋田市	子ども未来部子ども育成課	38	神戸市	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟	神戸市保育士・保育所支援センター
7	山形県	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会	山形県福祉人材センター (コーディネーター窓口)	39	姫路市	姫路市	姫路市保育士・保育所支援センター
8	福島県	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	福島県保育士・保育所支援センター (県社協 人材研修課内)	40	明石市	明石市	明石市保育士総合サポートセンター
9	郡山市	郡山市	郡山市保育士・保育所支援センター (こども部こども育成課内)	41	奈良県	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	奈良県保育士人材バンク
10	茨城県	マンパワーグループ株式会社	いばらき保育人材バンク	42	和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会	和歌山県福祉人材センター
11	栃木県 (宇都宮市)	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	とちぎ保育士・保育所支援センター (福祉人材・研修センター)	43	鳥取県	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	鳥取県保育士・保育所支援センター
12	前橋市	前橋市	前橋市保育士・保育所支援センター (福祉部 子育て施設課内)	44	島根県	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	島根県福祉人材センター
13	埼玉県	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	埼玉県保育士・保育所支援センター	45	岡山県	岡山県	岡山県保育士・保育所支援センター
14	千葉県	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	ちば保育士・保育所支援センター	46	岡山市	岡山市	岡山市保育士・保育所支援センター
15	東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	東京都保育人材・保育所支援センター	47	倉敷市	倉敷市	倉敷市保育士・保育所支援センター
16	神奈川県 (横浜市・川崎市 横須賀市・相模原市)	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	かながわ保育士・保育所支援センター (かながわ福祉人材センター内)	48	広島県	広島県	広島県保育士人材バンク (安心保育推進課内)
17	相模原市	パーソルテンプスタッフ 株式会社	相模原市総合就職支援センター	49	山口県	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	山口県福祉人材センター
18	新潟県	新潟県保育連盟	新潟県保育サポートセンター	50	徳島県	社会福祉法人 德島県社会福祉協議会	徳島県福祉人材センター アイネット
19	富山県	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	施設団体支援課	51	香川県	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	福祉人材センター (香川県保育士人材バンク)
20	石川県	社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	石川県福祉の仕事マッチングサポートセ ンター	52	愛媛県	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	福祉人材部人材研修課
21	長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	長野県保育士人材バンク	53	高知県	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	高知県福祉人材センター
22	岐阜県	岐阜県	岐阜県保育士・保育所支援センター	54	福岡県	公益社団法人 福岡県保育協会	福岡県保育士就職支援センター
23	静岡県 (静岡市)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	社会福祉人材センター	55	北九州市	北九州市	子ども家庭局子ども家庭部保育課
24	愛知県	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会	愛知県保育士・保育所支援センター	56	福岡市	福岡市	福岡市保育士・保育所支援センター
25	豊橋市	豊橋市	豊橋市保育士・保育所支援窓口	57	久留米市	久留米市	保育士・保育所支援センター
26	岡崎市	岡崎市	岡崎市保育士・保育所支援センター	58	佐賀県	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	佐賀県福祉人材・研修センター
27	三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	三重県保育士・保育所支援センター	59	長崎県	一般社団法人 長崎県保育協会	長崎県保育士・保育所支援センター
28	滋賀県 (大津市)	一般社団法人 滋賀県保育協議会	滋賀県保育士・保育所支援センター	60	熊本県 (熊本市)	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	熊本県福祉人材・研修センター
29	京都府	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	京都府保育人材マッチング支援センター	61	大分県	大分県保育連合会	大分県保育士・保育所支援センター
30	京都市	公益財団法人 京都市保育園連盟	京都市保育人材サポートセンター	62	宮崎県	特定非営利活動法人みやざき子ども文化 センター	宮崎県保育士支援センター
31	大阪府	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	大阪府保育士・保育所支援センター	63	鹿児島市	一般社団法人 鹿児島市保育園協会	鹿児島市保育士・保育所支援センター
32	大阪市	一般社団法人 大阪市私立保育連盟	大阪市保育士・保育所等支援センター	64	沖縄県	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター 株式会社琉球新報開発	沖縄県保育士・保育所総合支援センター

[※]保育士・保育所支援センターを開設せず、保育士再就職支援コーディネーターのみを配置している自治体を含む。

^{※45}都道府県64箇所が実施。うち28自治体で社会福祉協議会が実施。

[※]栃木県、神奈川県、静岡県、滋賀県、熊本県は管内の指定都市、中核市と合同で設置しているため、合わせて1件としている。